2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(一)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び飯山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第九百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十六年七月十六日
農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
長野県下伊那郡阿南町字西條九九二の五（国有林）、九九二の一、九九二の三、九九二の六から九九二の九まで、九九二の一一、九九二の一二、字新野三七一八の一一、三七一九の七八、字和合二二九七、二二九八、二二九九の一、二三〇〇の一、二三〇一、二三〇三から二三〇五まで
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字西條九九二の五（国有林）、九九二の一、九九二の三、九九二の六から九九二の九まで、九九二の一一、九九二の一二、字新野三七一八の一一、字和合二三〇五（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び阿南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第九百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十六年七月十六日
農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
長野県下伊那郡阿南町字西條九九二の五（国有林）、九九二の一、九九二の三、九九二の六から九九二の九まで、九九二の一一、九九二の一二、字新野三七一八の一一、三七一九の七八、字和合二二九七、二二九八、二二九九の一、二三〇〇の一、二三〇一、二三〇三から二三〇五まで
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字西條九九二の五（国有林）、九九二の一、九九二の三、九九二の六から九九二の九まで、九九二の一一、九九二の一二、字新野三七一八の一一、字和合二三〇五（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び阿南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○農林水産省告示第九百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十六年七月十六日
農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
岩手県盛岡市玉山区馬場字葛巻三の四一、三の四二、四の八、四の七二、薮川字日向六の七、字逆川三四の一、三四の四、三四の二〇、三五の一、三五の一〇
二　保安林として指定された目的　水源の涵養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岩手県庁及び盛岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○経済産業省告示第百五十一号

電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令（昭和四十年通商産業省令第五十二号）第一条の三の規定に基づき、次の学校の認定を取り消したので、同令第一条の四の規定に基づき、公示する。
平成二十六年七月十六日
経済産業大臣　茂木　敏充

学校の名称	学部・学科名	備考
学校法人守屋育英学園関東第一高等学校	全日制課程 電気科電気技術コース	平成二十五年三月までの卒業生については従前のとおりとする。

○経済産業省告示第百五十二号

電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令（昭和四十年通商産業省令第五十二号）第一条の三の規定に基づき、次の学校の認定を取り消したので、同令第一条の四の規定に基づき、公示する。
平成二十六年七月十六日
経済産業大臣　茂木　敏充

学校の名称	学部・学科名	備考
国立大学法人群馬大学	電気電子工学科夜間主コース	平成二十六年三月までの卒業生については従前のとおりとする。

○経済産業省告示第百五十三号

電気工事士法（昭和三十五年法律第百三十九号）第四条第四項第二号の規定に基づき、同号の養成施設として次のように指定したので公示する。
平成二十六年七月十六日
経済産業大臣　茂木　敏充

一　名称　専門学校新潟国際自動車大学校
二　学科　工業専門課程　EVカーライフ専攻科
三　所在地　新潟県新潟市中央区紫竹山五丁目二の十
備考　この指定により、平成二十七年四月以降に当該養成施設に入学し、電気工事士法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第九十七号）第三条で定める第二種電気工事士たるに必要な知識及び技能に関する課程を修了した者は、電気工事士法第四条第二項の規定により都道府県知事から第二種電気工事士免状の交付を受けることができる。

○経済産業省告示第百五十四号

電気工事士法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第九十七号）第三条の三第二項の規定に基づき、電気工事士法（昭和三十五年法律第百三十九号）第四条第四項第二号の指定を受けた次の養成施設の廃止の届出があったので、その旨を公示する。
平成二十六年七月十六日
経済産業大臣　茂木　敏充

名称	学部・学科名	備考
埼玉県立熊谷高等技術専門校秩父分校	電気工事科	平成二十六年三月三十一日廃止

○国土交通省告示第七百三十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。
平成二十六年七月十六日
国土交通大臣　太田　昭宏

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
宮川入沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から二十二号までを順次結んだ線（標柱四号と五号、標柱九号と十号及び標柱十五号と十六号については、昭和四十六年建設省告示第六百六十二号で指定した同号六に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線）及び標柱一号と二十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十六年建設省告示第六百六十二号で指定した同号六に掲げる土地の区域を除く。）